

## 第三浄水場ほか汚泥分析業務委託 特記仕様書

### (適用範囲)

第1条 この仕様書は、第三浄水場ほか汚泥分析業務委託に適用する。

### (業務の目的)

第2条 本業務は、第三浄水場、第二浄水場、新北上浄水場から発生する脱水汚泥をセメント材料としてリサイクル処理、または埋立処分としていることから、汚泥中の有害物質の有無を検査するものである。

### (検体)

第3条 汚泥分析における検体は、各施設1検体、合計3検体とする。

### (検体の採取方法)

第4条 検体の採取については、発注者が各施設から採取し、受注者へ提供（郵送）する。

### (分析方法)

第5条 汚泥分析方法は、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令に基づく産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法又はこれらに準ずる方法によるものとする。

### (分析項目)

第6条 分析項目は別紙のとおりとする。

### (検査結果の報告)

第7条 分析結果は、分析完了の後、検査報告書とともに発注者に提出すること。  
検査結果で基準値を超えた場合は、速やかに発注者に連絡すること。

### (疑義)

第8条 本仕様書に記載されていない事項又は、疑義のある場合は発注者と協議のうえ定めるものとする。

## 別紙

分析項目は以下のとおりとする。なお、①～②⑤は溶出試験、②⑥、②⑦は含有量試験とする。

- ① アルキル水銀
- ② 総水銀
- ③ カドミウム
- ④ 鉛
- ⑤ 有機リン
- ⑥ 六価クロム
- ⑦ ヒ素
- ⑧ シアン化合物
- ⑨ ポリ塩化ビフェニル (PCB)
- ⑩ トリクロロエチレン
- ⑪ テトラクロロエチレン
- ⑫ ジクロロメタン
- ⑬ 四塩化炭素
- ⑭ 1,2-ジクロロエタン
- ⑮ 1,1-ジクロロエチレン
- ⑯ 1,2-ジクロロエチレン
- ⑰ 1,1,1-トリクロロエタン
- ⑱ 1,1,2-トリクロロエタン
- ⑲ 1,3-ジクロロプロペン
- ⑳ チウラム
- ㉑ シマジン
- ㉒ チオベンカルブ
- ㉓ ベンゼン
- ㉔ セレン
- ㉕ 1,4-ジオキサン
- ㉖ ダイオキシン類 (含有量試験)
- ㉗ 塩素量 (含有量試験)